

犬塚自治会 規約

第1章 名称及び所在

第1条 本会は犬塚自治会と称し、事務所を小山市犬塚1丁目24番地9犬塚公民館に置く。

第2章 組織

第2条 本会は犬塚に居住する世帯を会員とし、
準会員（短期滞在者向け住宅及び、独身者用住宅等の住宅形態に居住する者）、
賛助会員（犬塚に居住せず事業を営む者（事業所等））を
以って構成する。

- 1 会員は自治会の運営及び事業等に参加し、入会金及び会費を納入する。
- 2 準会員及び、賛助会員対象者であっても会員登録を希望する場合は、それを奨励する。
- 3 会員、準会員、賛助会員の会費などは、細則に定める。

第3章 目的と事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員の資質の向上と福祉の増進に努め、健康で住み良い自治会として発展することに寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を深め、会員の資質の向上を図る事業を行う。
- 2 市政上の連絡並びに要望に関する事業。
- 3 自治会内の各種団体の育成並びに運営の援助に関する事業。
- 4 環境衛生の増進、及び交通安全、防犯対策に関する事業。
- 5 各種募金運動に参加協力に関する事業。
- 6 『犬塚環境協定』など、まちづくりに関する事業。
- 7 その他

第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名、副会長 3名、公民館長 1名、会計 1名、庶務 1名、文書 1名、
監事 若干名。
- 2 区長 1名／区、副区長 1名／区、班長 1名／班。
- 3 顧問 若干名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 公民館長は公民館運営を統括する。
- 4 会計は会長の命を受け会計の任にあたる。
- 5 庶務は会長の命を受け庶務の任にあたる。
- 6 文書は会長の命を受け文書の任にあたる。
- 7 監事は会計を監査する。
- 8 区長は区を代表し区を統括し、区内の連絡指導・市政の連絡を行う。
- 9 副区長は区長を補佐し、区長事故ある時はその職務を代行する。
- 10 班長は班を代表し、行事の連絡・市政の連絡にあたる。
- 11 顧問は運営上の問題があった場合相談にあたる。

第7条 役員を選出と任期は次の通りとする。

- 1 第5条1項については、別に定める「三役及び監事選考委員会規程」に基づき選任し、総会

に於いて選出する。任期は2ヶ年とし再選を妨げない。

- 2 区長、副区長は各区で選出し、総会に於いて委嘱する。任期は2ヶ年とし再選を妨げない。
- 3 班長は班で選出し、任期は1ヶ年とし再選を妨げない。
- 4 顧問は前自治会長、前公民館長等を総会に於いて推薦し、委嘱することが出来る。

第5章 会 議

第8条 本会に次の会議を置く。

- 1 定期総会は、年1回、年度の切替え時に開く。
- 2 臨時総会は、必要と認められた時に開く。
- 3 役員会は、副区長以上をもって構成し、会長が必要ある時に随時開く。
- 4 合同会議は、自治会役員と関係団体の役員とで構成し、会長が必要ある時に随時開く。
- 5 三役会議は、会長・副会長・公民館長・会計・庶務・文書とで構成し、会長が必要ある時に随時開く。
- 6 委員会は、『犬塚環境協定』の委員等当て職により構成するものと、他に委員会を設置した時など必要に応じ開く。

第6章 会 計

第9条 本会の経費は入会金、会費、その他の収入をもってこれに当てる。

第10条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて執行する。

第11条 本会の会計に『犬塚自治会基金』を持ち別に管理する。

- 1 基金の元金には、「特別会計・犬塚公民館建設資金」を当てた。
- 2 年度末に本会経費の余剰金よりその一部を『犬塚自治会基金』に繰り入れる事が出来る。
- 3 基金の支出は元金の主旨に沿って支出するものとする。但し、本会の一般会計で対応が難しい金額の資金を必要としたとき、役員会の承認を得た上で一時的に支出することが出来る。

第12条 会計年度は、原則として4月1日より翌年3月31日とする。

第7章 帳 簿

第13条 本会は次の帳簿を備える。

- 1 会員名簿
- 2 元帳
- 3 現金出納帳
- 4 会議録
- 5 備品台帳
- 6 その他必要な帳簿

第8章 雑 則

第14条 本会は別に細則を定める。

第15条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて役員会の議決を経て定めることが出来る。

第16条 前条の細則を制定し又は変更したときは、会員に周知させるものとする。

付 則

- 1 平成13年3月25日 全面改訂（検討委員会で検討し改訂した。）
- 2 平成17年3月27日 部分改訂（諮問委員会の答申を受け第2,5,6,8条を改訂した。）
- 3 平成18年3月26日 部分改訂（会員の区分を明確にする為、第2条を改訂した。）
- 4 平成28年3月27日 部分改訂（役員候補者の選考過程を明確にする為、第7条第1項を改訂した。）